

産廃処理委託のチェックポイント

産廃処理委託の確認事項は、環境省が「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を公開しています (<https://www.env.go.jp/content/000126051.pdf>)。

チェック項目は多数あり、リスト化しても複雑になります。ここでは、実際に確認する手順に沿って説明します。丸数字は法定事項です。「・」から始まる項目は法定事項ではありませんが、関連する可能性がある項目です。

(1) 管理票交付状況報告書の確認

まず、委託した事実を確認するために、管理票交付状況報告を提示してもらい、次の点を確認します。

- ① 管理票交付状況報告書が6月30日までに提出していること。
 - ・ 枚数や委託数量から事業所の規模を把握する(多量排出事業者の該当の有無など)。
 - ・ 特別管理産業廃棄物の委託の有無を把握する。
- ② 特別管理産業廃棄物の委託実績があれば、特別管理産業廃棄物管理責任者の選任。
- ③ 選任した特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件。

(2) 処理委託契約書の確認

管理票交付状況報告書からサンプリングで処理委託契約書を指定して、提示してもらい、次の点を確認します。

- ④ 管理票交付状況報告書に記載されている処理業者と処理委託契約書が締結されていること。
- ⑤ 処理委託契約書の様式を確認し、表などに空欄がないこと。特に、契約期間、委託数量、料金、処分委託契約書ではさらに処分方法、能力、最終処分の方法、能力、所在地などが記載されているかを確認する。
- ⑥ 添付されている処理業許可証の期限が切れていないこと。切れている場合は、更新許可証の提示をお願いする。
- ⑦ 処理を委託する産業廃棄物が許可範囲内であること。
- ⑧ 処理を委託する産業廃棄物の処分方法が許可範囲内であること。

(3) マニフェストの確認

確認した処理委託契約書に基づいて交付したマニフェストを提示してもらい、次の点を確認します。

- ⑨ すべてのマニフェストが4枚セットで保存されていること。
 - ・ 記載されている産業廃棄物の名称が処理委託契約書と整合していることを確認する。
- ⑩ マニフェストに空欄がないこと。特に、A票の委託数量記載欄が空欄ではないこと。
 - ・ 記載されている産業廃棄物の種類が処理委託契約書と整合していること。

- ⑪ 処理委託業者が処理委託契約書および管理票交付状況報告書と整合していること。
 - ・ マニフェストに記載されている処分方法が処理委託契約書と整合していることを確認する。
- ⑫ 処分場所の所在地が処理委託契約書と整合していること。
- ⑬ E 票に記載されている最終処分場所の所在地が処理委託契約書に記載があること。
- ⑭ E 票の受領日がマニフェスト交付日から 180 日（特別管理産業廃棄物の場合は 90 日）以内であること。